

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

<p>新 B</p>	<p>旧 新 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>羽生市大字桑崎三九二番一地先から 同市大字本川俣七五〇番一地先まで</p>	<p>羽生市大字下岩瀬五三六番四地先か ら 同市北二丁目七三三番六地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一七・〇〇〃 四〇・四一</p>	<p>八・四四〃 三三・一七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八七二・四四</p>	<p>二七九一・二六</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>